平成２２年（フ）第１５１５号
大阪市福島区鷺洲５丁目９番25号
破産者　株式会社アイ・ワン
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４４９号
大阪市浪速区幸町２丁目５番３号ファンシービル５階
破産者　株式会社セキ
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６８０号
大阪市北区東天満２丁目７番４号
破産者　近畿情報サービス株式会社
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０６９号
大阪市平野区平野南３丁目４番31号　サンライズ平野南103号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区安土町２丁目３番13号
破産者　株式会社マインドピース
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６４６号
大阪市生野区勝山北４丁目１番19号
破産者　有限会社サンライズ服装
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７５７号
大阪府東大阪市稲田本町３丁目14番21号
破産者　有限会社大上薬局
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８００号
大阪府東大阪市長堂２丁目２番９号パウゼ布施２Ｆ
破産者　株式会社ワカショーコーポレーション
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４５５号
大阪府吹田市垂水町３丁目25番25号
破産者　株式会社ドールノーコ
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４７１号
大阪市中央区東心斎橋１丁目16番19号
破産者　有限会社エイチ・ワイ・フードサービス
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７５号
大阪府羽曳野市東阪田111番地の４
破産者　株式会社北野水道工業所
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１２号
神戸市中央区元町通２丁目１番８号
破産者　有限会社ａｎｇｅｌｅｔ
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８０号
兵庫県西宮市上大市１丁目３番25号
破産者　松村　　薫
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９４号
岡山市北区表町２丁目７番15号
破産者　有限会社サクランボー
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１５号
岡山市中区湊381番地69、住民票上の住所岡山市北区表町２丁目７番15号
破産者　村上　豊子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６号
岡山県総社市西阿曽327番地５
破産者　有限会社荒木商事
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
福岡県大牟田市四山町80番地の65
破産者　山本大栄鉄工株式会社
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３９６号
佐賀県佐賀市神園３丁目９番３号
破産者　有限会社医療ビジネスセンター
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
茨城県水戸市梅香１丁目３番30号
破産者　有限会社和泉荘
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
茨城県稲敷市境島359番地２
破産者　有限会社東栄ソーイング
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５８５号
東京都調布市入間町２丁目22番地34
破産者　有限会社リバーサイドシステムズ
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５８６号
東京都調布市深大寺南町３丁目５番地７クレセントマンション103
破産者　中山　　茂
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６号
三重県鈴鹿市桜島町４丁目13番地の１
破産者　株式会社第一設計
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係